



総合補償制度「Will」事故例

学生用

2025年度版

集計期間：2023年4月1日～2024年3月31日

感染

国内24時間の感染見舞金

感染症名に応じてお支払いします。

学生本人の感染症罹患に対する補償

学生本人が加入期間中に「2025年度「Will」補償対象となる感染症名一覧」に記載された感染症と診断された場合に、入院・通院・自宅待機・日数を問わず(新型コロナウイルスは入院のみ補償対象)以下の感染見舞金をお支払いします。なお、ご請求は「感染見舞金報告書兼請求書」とは別に以下の書類が必要となります。

①1類～3類の感染症と診断された場合

<見舞金> 一律 30,000円
<必要書類> 診断書+診療明細付き領収書

例 咳が止まらず病院を受診。
結核と診断され入院した。

お見舞金 30,000円

②4類～5類の感染症^{*1}・疥癬と診断された場合

<見舞金> 一律 7,000円
<必要書類> 診断書+診療明細付き領収書

例 実習先で嘔吐と下痢の症状がある患者さんのお世話をした。後日自身も同様の症状が出て病院を受診し、感染性胃腸炎と診断された。

お見舞金 7,000円

③インフルエンザと診断された場合

<見舞金> 一律 5,000円
<必要書類> a.調剤明細書(またはお薬手帳)^{*2}+診療明細付き領収書
aまたはb b.陽性判定の検査結果表+診療明細付き領収書

例 学内でインフルエンザが流行しており、自身も発熱しインフルエンザと診断された。

お見舞金 5,000円

④新型コロナウイルスと診断され入院した場合

<見舞金> 一律 10,000円
<必要書類^{*3}> a.退院証明書
a.またはb. b.診断書+診療明細付き領収書

例 発熱と喉の痛みがあり受診。検査したところ新型コロナウイルスと診断され入院となった。

お見舞金 10,000円

*1 インフルエンザ、新型コロナウイルスを除く *2 抗インフルエンザ薬の処方確認できるもの
*3 診断名(新型コロナウイルス感染症)と入院期間が確認できるもの

2025年度「Will」補償対象となる感染症名一覧

1.「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」「同施行令」「同施行規則」に定める1類から5類の感染症、「新型インフルエンザ等感染症」「指定感染症」「新感染症」

分類	感染症名
1類感染症	【法】エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱
2類感染症	【法】急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る)、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る)、鳥インフルエンザ(H5N1、H7N9)
3類感染症	【法】コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス
4類感染症	【法】E型肝炎、A型肝炎、黄熱、Q熱、狂犬病、炭疽、鳥インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1及びH7N9)を除く)、ポツリヌス症、マラリア、野兔病 【政令】ウエストナイル熱、エキノコックス症、エムボックス、オウム病、オムスク出血熱、回帰熱、キャサナル森林病、コクシジオイデス症、ジカウイルス感染症、重症熱性血小板減少症候群(病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る)、腎症候性出血熱、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、チクングニア熱、つつが虫病、デング熱、東部ウマ脳炎、ニパウイルス感染症、日本紅斑熱、日本脳炎、ハンタウイルス肺症候群、Bウイルス病、鼻疽、プルセラ症、ペネズエラウマ脳炎、ヘンドラウイルス感染症、発しんチフス、ライム病、リッサウイルス感染症、リフトバレー熱、類鼻疽、レジオネラ症、レプトスピラ症、ロッキー山紅斑熱
5類感染症	【法】インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く)、ウイルス性肝炎(E型肝炎及びA型肝炎を除く)、クリプトスポリジウム症、後天性免疫不全症候群、性器クラミジア感染症、梅毒、麻しん、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症 【省令】アメーバ赤痢、RSウイルス感染症、咽頭結膜熱、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症、急性弛緩性麻痺(急性灰白髄炎を除く)、感染性胃腸炎、急性出血性結膜炎、急性脳炎(ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ペネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く)、クラミジア肺炎(オウム病を除く)、クロイツフェルト・ヤコブ病、劇症型溶血性レンサ球菌感染症、細菌性髄膜炎(髄膜炎菌、肺炎球菌、インフルエンザ菌を原因として同定された場合を除く)、ジアルジア症、侵襲性インフルエンザ菌感染症、侵襲性髄膜炎菌感染症、侵襲性肺炎球菌感染症、水痘、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、先天性風しん症候群、手足口病、伝染性紅斑、突発性発しん、播種性クリプトコックス症、破傷風、バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、バンコマイシン耐性腸球菌感染症、百日咳、風しん、ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ肺炎、無菌性髄膜炎、薬剤耐性アシネトバクター感染症、薬剤耐性緑膿菌感染症、流行性角結膜炎、流行性耳下腺炎、淋菌感染症、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。)
新型インフルエンザ等感染症	該当なし
指定感染症	該当なし
新感染症	該当なし

2. 一般社団法人日本看護学校協議会共済会が指定する感染症

疥癬

患者さん等への二次感染事故の補償

実習生が起こした二次感染事故では、因果関係が証明できない場合は実習生に法的な賠償責任は通常生じません。ただ、実習生には、ご自身の健康管理を万全にするなど善管注意義務をもって、実習に臨むことが必要不可欠と考えられます(道義上の責任)。それでも、実習生が実習中に感染症に罹患した場合は、二次感染の恐れが生じるため、速やかに実習受け入れ施設は感染拡大防止のための措置をしなければなりません。当会では、そのためにかかる費用を臨地実習施設の経済的損失として補償し、実習生が起こした感染事故に起因して養成施設が負うべき管理上の責任(初期対応費用)の範囲内で、メディカル少額短期保険(株)(100万円限度)と共済制度(10万円限度)により対応いたします。

* **二次感染事故で実習施設に想定される
経済的損失への補償**
～メディカル少額短期保険(株)(1事故100万円限度)～

- 濃厚接触者の検査・治療費用等
 - ・検査で実費が生じた場合の費用
 - ・濃厚接触者の検査所までの交通費・搬送代・お見舞品代
 - ・濃厚接触者が感染した場合の治療費・入院費の実費分
- 消毒費用(当該実習生の滞在が明確な場合に限り)
- 二次感染事故により生じた損害へのお詫び費用
(お詫び品代や休業費用含む)

*

* **二次感染事故に対するその他の補償**
～共済制度(1事故10万円限度)～

- 病院・介護施設・在宅看護ステーション等で、実習生と濃厚接触したスタッフの自宅待機に伴う、臨時スタッフの補充費用の一部
- 患者さん等の濃厚接触者が検査等で入院が長期化(他の疾病の手術ができない場合等)した時の、延長した入院費用の一部

*

■ 二次感染 事故例		保険金
新型コロナウイルス	学生に微熱があったため、PCRを実施したところ新型コロナウイルス陽性と判明。その旨を実習施設に報告し、実習施設の医師の判断で、濃厚接触があった患者3名、職員35名に対し、抗原検査を実施した。	40,790円 (抗原検査費用)
	朝から喉の痛みや鼻水がとまらないといった症状があったが、花粉症の症状だと思い実習に行き一日過ごした。夜に38.3℃まで発熱し、体中に痛みが出たため、翌日病院で抗原検査を受けたところ新型コロナウイルス感染症陽性という結果だった。実習中に接触のあった4名が連鎖的に陽性となり、合計5日間診療所が休診となってしまった。	681,963円
	母性実習に参加した学生の同居親族が新型コロナウイルスに罹患。濃厚接触者となり自宅待機し、3日後のPCR検査で陽性となった。 実習先からの要望があり、接触していた受け持ち産婦1名とその夫、助産師2名、看護師1名の計5名分のPCR検査を行った。	75,000円 (検査費用)
	実習開始時に嘔声の症状があったがそのまま実習に入った。お昼になると発熱の症状があらわれたため抗原検査の結果、新型コロナウイルス感染症陽性となった。実習中に関わった患者さん2名に各2回のPCR検査を実施したが結果は陰性であった。迷惑をおかけしたので施設と患者さん2名の合計3つの菓子折りを購入し、お渡しした。	115,470円
インフルエンザ	臨地実習終了日、インフルエンザに感染していることがわかり、医師の指示により実習施設の利用者ならびスタッフに薬の予防投与をした。投与は利用者46名、職員46名の92名分になった。	300,617円
	臨地実習中にインフルエンザを発症してしまったため、濃厚接触した看護師と患者さんの2名に対し、タミフルを予防投与した。また、ご迷惑をおかけしたお詫びとして菓子折りを購入し、病院にお渡しした。	10,596円
マイコプラズマ肺炎	臨地実習中に、マイコプラズマ肺炎と診断され実習病院へ報告した。受け持ち患者さんは施設へ退院の予定であったが、この結果を受け、予防のため入院期間が18日間延長された。(感染しているかどうか不明なため)この延長によりかかった入院費用を補償した。	28,070円
百日咳	学生が百日咳に罹患していることを知らず、患者さんと接触をしてしまった。患者さんに症状は出ていないが、予防のために患者さんが薬を3日間内服した。	1,380円
水痘	どこで感染したか不明だが、学生が水痘に罹患した。病院実習中であり、濃厚接触者3名(指導者1名、患者2名)に水痘ワクチンを接種した。	17,280円
疥癬	学生が、実習病院での実習終了後、疥癬に罹患していることを知らずに、次の実習病院で実習を行った。次の病院実習中に症状が出現し、受診したところ疥癬と診断された。受け持ち患者さんは3人部屋で入院していた。その患者3名、スタッフ23名を対象に薬を投与した。	20,304円

感染予防・検査費用 損害保険による補償

＜補償内容＞臨地実習中に発生した事故に対し、感染予防・検査費用として加入期間中50万円を限度とする実費(ただし、医師等の指示または指導に基づくものに限ります)

■ 針刺し等傷害を伴う感染や飛沫や曝露等の感染 事故例	保険金
学内実習中、看護師役が自分の手に針を刺したことに気づかず、患者役の私にそのままその針を刺してしまった。医師から両者の検査が必要との指示があり、看護師役と共に検査を受けた。	26,370円
患者さんに使用した後のインサートチップがそばにあることに気付かず誤って腕に刺してしまった。歯科医院の針刺し事故時のマニュアルに基づいて患者さんと自身の血液検査を実施した。	22,210円
実習中、受け持ち患者さんがインフルエンザに罹っていたことがわかった。濃厚接触をしていたため医師の指示で受診をし、予防薬としてリレンザを処方された。	2,240円
分娩介助見学中、新生児の臍帯を切断した際に臍帯血が飛び、左目粘膜に曝露。病院のマニュアルに従い、流水で5分洗い流し、採血による検査を受けた。	35,560円



事前のワクチン接種について

- Q 学生を臨地実習へ出す前に、感染の恐れがある感染症の検査・予防措置・抗体価検査・ワクチン接種等を行いますが、この費用は補償の対象になりますか？
- A 補償の対象になりません。Willが補償する検査・予防措置費用は、臨地実習中に実習先の保菌者からの感染の恐れが生じた場合の感染事故に限られます。したがって、臨地実習参加前の検査・予防措置に要した費用は補償の対象になりません。

共済制度

損害保険では補償されない事故に対する補償

＜補償内容＞10万円を限度とする見舞金

■ 賠償事故のうち、損害保険の対象とならない事故に対する見舞金支払い例	見舞金
口腔がん検診実施の際、保護メガネの着脱時に力が加わり破損させてしまった。※メガネ類は受託賠償対象外	13,475円
病院実習のために学院図書室より参考書を借りていた。期限がきたため返却しようとしたところ紛失してしまっていた。※鍵以外の紛失は損害保険対象外	10,388円
■ 熱中症見舞金支払い例	見舞金
生活支援看護学実習のため訪問看護師と自転車で療養者宅を訪問した。暑い中での移動と、家の中が蒸し暑く、ケアの見学中に気分が悪くなり救急車で搬送され熱中症と診断された。※熱中症は傷害保険対象外	10,900円
■ 臨地実習中や学校管理下における予期せぬ損害に対する見舞金支払い例	見舞金
患者さんのケア中、突然大声で制止され、振り回した腕があたった。その際強い不安に襲われ過呼吸をおこした。食事が喉を通らず、精神状態が不安定となり心療内科を受診した。※メンタルケアは傷害保険対象外。	5,640円
幼稚園実習で、園児に靴をはかせていた際、他の園児に眼鏡をとられ、柄の部分骨折ってしまった。 ※修理費を園児に請求することが難しいため共済対応・時価額限度。	8,532円
訪問介護の実習で同行した看護師が猫を飼っており、その看護師の車で実習に行った。車に猫はいなかったが、付いていた毛によってアレルギー性結膜炎を発症し、病院で治療を受けた。今まで猫アレルギーがあることは知らなかった。 ※初回の医療費実費対応	2,240円

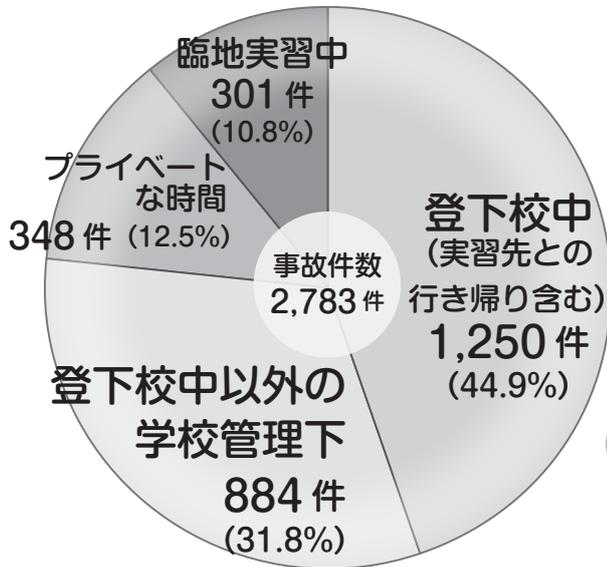


傷害

学生本人のケガの補償(補償範囲はWillのタイプによる)

< 補償内容 > 入院日額、通院日額、手術保険金、死亡・後遺障害保険金(免責日数なし)

■ 傷害事故の内訳(学生・教職員合算)



■ 通院日数別 支払件数(学生・教職員合算)

日数	件数	日数	件数
1	603	9	42
2	300	10	36
3	196	11	41
4	137	12	23
5	129	13	26
6	95	14	23
7	81	15	27
8	65	16～	616



「Will」の傷害保険は、免責日数が無く、通院1日目から補償されます。また1日～4日間位の通院(上表参照)のご請求が圧倒的に多いため、通院日額を高く設定し、短い通院期間でも手厚い補償を受けられるところが特長です。

例えば Will2の場合

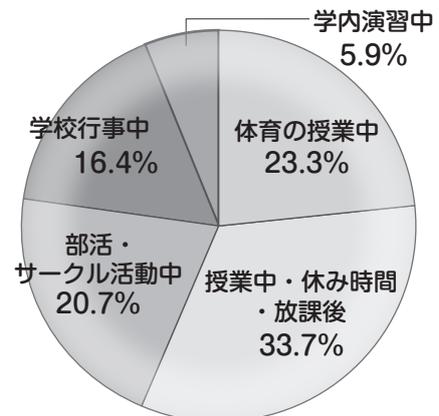
$$\text{通院保険金日額 (3,000円)} \times \text{通院日数 (4日間)} = \text{お支払い金額 (12,000円)}$$

■ 学校内で起こった傷害事故例

保険金

体育の授業中のドッジボールでボールをキャッチしてしゃがんだ際に左アキレス腱を切ってしまった。	174,000円
お昼休みにカップラーメンにお湯を注いでいた際に、よそ見をしてしまい誤ってお湯をかけてしまい、左手を火傷してしまいました。	3,000円
学校の階段を降りているときに7段目から落ち、左足の捻挫と靭帯を損傷した。	288,000円
部活のバレーボール中、相手のスパイクをブロックした後に着地した際に右足首を捻り、骨挫傷となった。	105,000円
演習中で足浴の患者役をしている際、看護師役がつくったお湯の温度が高く、右足を火傷した。	3,000円
学校の大掃除中に草むしりをした後に両手両足に赤い斑点と痛みが出て広がった。病院を受診したところ毛虫に刺された虫刺症と診断された。	3,000円

学校内での傷害事故(884件)の内訳 (学生・教職員合算)



対象とならないケガ

Q 日焼けで皮膚科を受診しました。傷害保険金は受け取れますか？

ケガの補償は「急激かつ偶然な外来の事故」によるケガを補償対象としています。したがって、日焼けのように「急激でない」場合は、補償の対象外となります。

A <ケガに対する補償の対象とならない例>

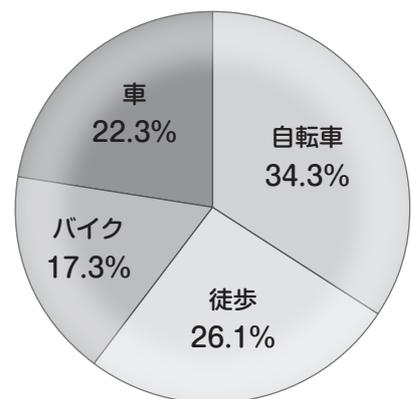
靴擦れ・しもやけ・腱鞘炎・筋肉痛・単なる腰痛・日射病・疲労骨折・椎間板ヘルニア(外傷性でないもの)・テニス肘・職業病・各種アレルギー等

■ 臨地実習中に起こった傷害事故例	保険金
妊婦さんが分娩台に移動する際、転倒しそうになり支えたところ不安定な姿勢で腰に負荷がかかり腰を痛めた。(看護・助産・保健師)	63,000円
訪問看護実習中に利用者さんの自宅で正座をし、立ち上がろうとした際に足が痺れていて足を捻ってしまった。(看護・助産・保健師)	15,000円
保育園実習中、園児が腕にぶら下がり体重をかけてきたときに足に痛みがはした。診断は靭帯損傷。(看護・助産・保健師)	9,000円
リハビリ室で気分が悪くなり、気を失い床に倒れた。その際に、下顎部を強打し、深く切ったため6針縫った。下顎部の縫合。(てんかん・貧血等の持病なし、一過性の貧血)(看護・助産・保健師)	12,800円
地域実習の療育中に右足首をひねった。受診したところ、右足靭帯損傷と診断された。(理学・作業・言語)	84,000円
根幹充填をする際にバーナーの火が手にあたり火傷をした。(歯科衛生)	3,000円
実習中、機械浴用のストレッチャーを運んでいる際、右足の薬指をひいてしまい、打撲した。(介護福祉)	9,000円
実習中にマイクロトームの刃が左人差し指に当たってしまった。止血しても血が止まらなかったため整形外科へ受診し3針縫った。(臨床検査)	9,000円
実習で野菜を切っていた時に左手の指先を切ってしまった。(栄養)	22,400円



■ 登下校・実習先との行き帰りで起こった傷害事故例	保険金
登校中、舗装工事中の道路につまづき転倒し、路上にあった突起物が足に刺さった。病院を受診し、洗浄および破傷風のワクチン等の治療を受けた。左下腿挫減創	54,400円
通学中、駅の階段を降りる際に転倒。左足をひねってしまった。左足首骨折。	102,000円
登校中、電車から降りようとした際に後ろから押されて電車とホームの間に落ち、左足が挟まれた。	18,000円
自転車で実習先に移動中、バッグが車輪に挟まってそのまま転倒した。	9,000円
下校中、信号のない横断歩道を渡っていたときに左側から来た車にはねられて自転車ごと転倒した。頸椎捻挫、左足靭帯損傷、両腕擦過傷。	270,000円
実習後にバイクで学校へ移動中、宅急便の配達員と接触し転倒。股関節を骨折した。	131,000円
雨の日にバイクで登校中、マンホールの上で滑ってバイクごと転倒し膝を骨折した。	9,600円
下校中、母が運転する車の助手席に乗っていた。信号待ちをしており、青信号になったため発進したが右側から信号無視の車が突っ込んできた。首・右肩・左腰を痛み、右頬を打撲した。	160,000円
臨地実習先に車で向かっていたところ、信号待ちで停車中、後方から追突された。追突後すぐは症状がなかったが2日後に手のしびれ体のだるさが現れ病院受診した。頸椎捻挫。後遺障害あり。	1,273,200円
看護臨地実習終了後にスクールバスで学校に帰る途中、バスが急ブレーキをかけたため、腰を打った。	3,000円

登下校・実習先との行き帰りでの事故(1,250件)の内訳(学生・教職員合算)



自己負担がない場合

Q 医療費の自己負担が発生しない場合でも、傷害保険金は受け取れますか？

A 医療費を負担しているか否かに関わらず、ケガをして入・通院されていれば傷害保険金は受け取れます。
 <お問い合わせの多い事例(いずれも傷害保険金の対象です)>
 自動車事故で、相手側が医療費を負担する場合・労災が適用された場合・他の傷害保険に加入している場合などで医療費の負担がない場合 等

賠償

第三者に対する賠償責任への補償

< 補償内容 > 1事故1億円限度(免責金額なし)

損害保険会社による
示談交渉サービス
がついています!

■ 臨地実習中に起こった対人賠償事故例	保険金
実習先で患者さんを椅子へ移動させ座らせた際、支えてあげなければいけなかったのに手を離してしまったため、坐位保持できずに転倒させてしまった。左側頭部に血腫ができ、左胸も痛めた。(看護・助産・保健師)	340,000円
介助が必要な患者さんを車椅子からベッド上に移動させようとした際、誤って足を後ろに強く引っ張ってしまった。患者さんが痛みを訴えられ、腫れもみられたので、検査をしたところ骨折の診断が出た。(看護・助産・保健師)	151,650円
実習中、患者さんを車椅子からベッドへ移動する際、患者さんの下腿を車椅子に当ててしまい、表皮剥離を起こし出血させてしまった。医師が診察し縫合となった。(理学・作業・言語)	9,364円
実習中、昼食準備のためにベッドから車椅子へ患者さんを移乗する際に、ひじ掛けの隙間に患者さんの腕を挟んでしまった。腕を引き出そうとしたときにひじ掛けと腕がすれて左前腕に8センチの皮膚剥離が起きた。(理学・作業・言語)	8,860円



臨地実習中の事故に対する補償範囲

「Will」では、看護をはじめとする医療・福祉専門職の国家資格を取得するための医療行為を伴う実習中の賠償事故は、カリキュラムや厚生労働省が定めた指定規則、指導ガイドラインに則って行う限りにおいて、その補償範囲としています。

■ 学校内で起こった対人賠償事故例	保険金
教室から出て行こうとしていた友人を引きとめようとして後ろから肩に手をかけた際、私がつまづき、転倒。友人を引っ張る形になってしまい、友人も転倒してしまった。友人の足の靭帯を損傷させた。	441,040円
トイレに急いでいこうと教室を出たところ、廊下を歩いていた教員と衝突。教員は転倒し左足を強く捻った。	54,000円
更衣室から出ようとした際に、出口の暗幕カーテンに人がいることに気づかず、自分の頭部と相手の前歯が衝突した。相手の歯が一本折れてしまった。	90,990円



■ 移動中に起こった対人賠償事故例	保険金
自転車で歩道を直進中、ポケットの中のスマートフォンが落ちそうになった。それを直すため気を取られ、信号待ちの自転車に気づかずに衝突し、相手が倒れて、足を骨折させてしまった。(示談交渉サービス利用)	701,900円
自転車で歩道を直進中、前方にいた歩行者が道路を渡ろうと急に方向転換し、衝突して相手が倒れて、腕の骨折等のけがを負わせてしまった。(示談交渉サービス利用)	410,000円
左右の確認をしっかりとせずに道路に飛び出したため右からきていた自転車に気付かずに衝突してしまい、相手にケガを負わせてしまった。(示談交渉サービス利用)	844,261円
駅構内の下りエスカレーターに乗っていた際、持っていたスーツケースが滑り落ち、エスカレーターの下側を歩いていた人にぶつかり転倒させ、右手首の骨二ヶ所にひびが入ってしまった。(示談交渉サービス利用)	529,500円
パン屋で商品を選び、振り返ろうとしたところ、真後ろにいた高齢女性とぶつかってしまい、バランスを崩し転倒させた。左下肢の痛みを訴え、上体を起こすことが不可能だったため、救急搬送となった。診断の結果、大腿骨骨折で入院となった。	2,492,048円

※事故状況によって過失相殺が適用される場合があります。

移動中の対人・対物事故に対する補償について

- エンジン付きの車両(自動車、バイク等)を運転中の賠償事故については、自賠責保険や自動車等の任意保険での補償になるため、Willでは補償対象外です。事故発生時にはご契約の自動車やバイクの保険会社にご報告ください。
- ご自身のケガについては、Willの傷害保険金と自動車等の任意保険の傷害保険金を重複して受け取ることが可能です。

■ 臨地実習中に起こった対物賠償事故例		保険金												
実習中、病院から借りていたお風呂用温度計を落してしまい破損させてしまった。		1,969円												
環境整備中、ベッドを上げる際にオーバーテーブルがひっかかり、患者さんのステンレス製水筒を落下させ破損させてしまった。	3,278円	■ 実習先で多い破損物 <table border="1"> <thead> <tr> <th>順位</th> <th>物品名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>湯温計・水温計・体温計</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>患者さんの私物（コップ・置時計等）</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>ロッカー備品（鏡・電受け等）</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>血圧計</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>パルスオキシメーター</td> </tr> </tbody> </table>	順位	物品名	1	湯温計・水温計・体温計	2	患者さんの私物（コップ・置時計等）	3	ロッカー備品（鏡・電受け等）	4	血圧計	5	パルスオキシメーター
順位	物品名													
1	湯温計・水温計・体温計													
2	患者さんの私物（コップ・置時計等）													
3	ロッカー備品（鏡・電受け等）													
4	血圧計													
5	パルスオキシメーター													
患者さんの評価中にベッドに置いていたゴニオメーターを誤って踏んでしまい、折ってしまった。（理学・作業・言語）	3,200円													
実習中、顕微鏡を使用していた際にステージを上げすぎて、スライドガラスを割ってしまい、対物レンズに傷をつけてしまったため修理となった。（臨床検査）	175,450円													

■ 学校内で起こった対物賠償事故例		保険金												
更衣中に肘があたり、更衣室のロッカーについていた鏡を落下させ破損させてしまった。		3,000円												
看護情報の授業中、学校より学習のため貸与されているタブレットを落下させ破損させてしまった。	49,544円	■ 学校内で多い破損物 <table border="1"> <thead> <tr> <th>順位</th> <th>物品名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>湯温計・水温計・体温計</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>ロッカー備品（鏡・電受け等）</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>血圧計</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>モデル人形・模型</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>ベッド・オーバーテーブル</td> </tr> </tbody> </table>	順位	物品名	1	湯温計・水温計・体温計	2	ロッカー備品（鏡・電受け等）	3	血圧計	4	モデル人形・模型	5	ベッド・オーバーテーブル
順位	物品名													
1	湯温計・水温計・体温計													
2	ロッカー備品（鏡・電受け等）													
3	血圧計													
4	モデル人形・模型													
5	ベッド・オーバーテーブル													
分娩介助の技術練習後にファントムの模型を片付けようとしたところ、グリセリンで手を滑らせて落としてしまい、破損した。	237,600円													
学内で歯科診療補助実習中、ユニットにツールが挟まり、レグレスト部分が破損してしまった。（歯科衛生）	1,288,650円													

■ 移動中に起こった対物賠償事故例		保険金
自転車運転中、路上に停車していたトラックを避けたところ、前方からきた車と正面衝突した。過失割合分の車の修理費を請求された。（示談交渉サービス利用）		948,823円
自転車で走行中、こちらが赤信号であったが信号を見ずに交差点に進入したため、直進してきた自動車と接触してしまった。お互いに速度があまり出ていなかったため、ケガはなかったが相手の車両に傷がついてしまった。		534,600円
駐輪していた自分の自転車に荷物を載せようとしたところ、バランスを崩して自転車が倒れ、隣にとめてあったバイクにぶつかり、バイクの一部を破損してしまった。（示談交渉サービス利用）		90,880円

■ 鍵の紛失による錠交換費用補償事故例		保険金
実習先病院の控室に入るためのカードキーをどこかで落としてしまい、紛失してしまった。探しても見つからないため再作成し、防犯のためプログラムの書き換えも行った。		1,620円
学校の個人ロッカーに鍵をかけた後、鍵をどこかで紛失した。防犯のためシリンダーごと交換となった。		8,800円

お支払いする保険金の算定基準

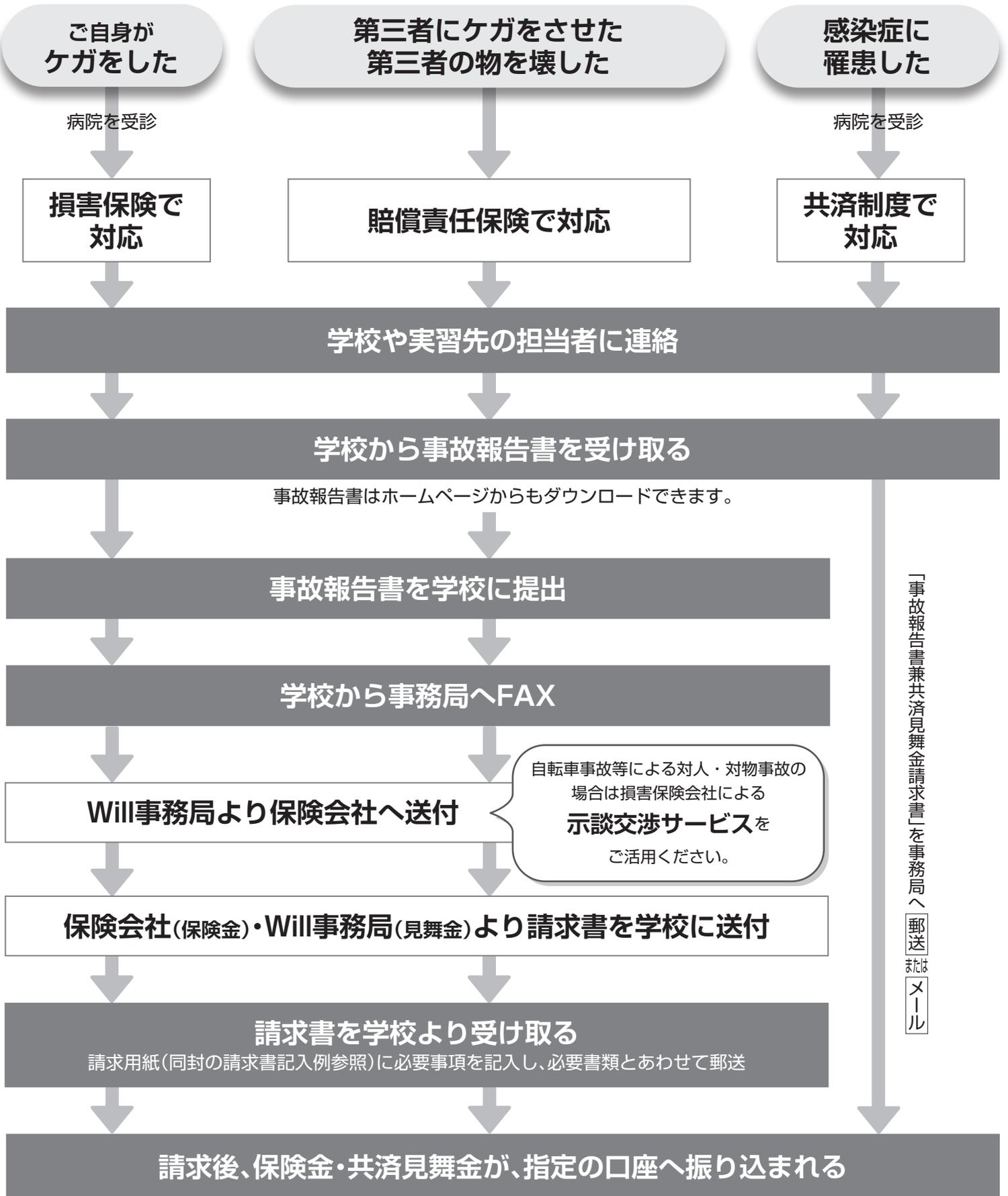
対物事故における賠償責任は、原則として原状復帰です。これに則り、お支払いする保険金は次の基準により算出されます。

a. 分損(修理可能)の場合	お支払いする保険金＝修理費と時価額(減価償却後)を比べて金額の低い方
b. 全損(修理不能)の場合	お支払いする保険金＝再調達価額(同一の物を購入)と時価額を比べて金額の低い方

減価償却について

対物事故の場合の賠償する金額は、当該物品の価格から使用や時の経過によって生じる価値の減少分を控除(減価償却)した額(＝時価額)が限度となります。法律上、新品の価格を賠償する必要はありません。

事故発生から保険金(共済見舞金)請求までの流れ



自転車事故等による対人・対物事故の
場合は損害保険会社による
示談交渉サービスを
ご利用ください。

「事故報告書兼共済見舞金請求書」を事務局へ「郵送」または「メール」

Will事務局  0120-863755

9:00 ~ 17:00 (土・日・祝日を除く)



ホームページ